

第九條 本組合に在る役員は、

- 一 組合長 一名
- 二 副組合長 一名
- 三 書記長 一名
- 四 理事 若干名

第十條 組合長は大会に於て選挙し本組合を代表し、其の責に於て責任を負ふ。

第十一條 副組合長は大会に於て選挙し組合長を輔佐し業務を掌理するものとす。

第十二條 書記長は大会に於て選挙し組合長副組合長を輔佐し業務を執行するものとす。

理事は理事会に出席して決議を參與し、左の比例に於て所属支部を選挙すべし。

以上百五十名以下

以上百五十名を超過するは一在を認む

但し組合長は理事会の決議を経て支部を選挙すべし、一を超過するは在り得ず。

第十三條 本組合の役員は、各支部に一人を以て、但し其の任期は二年とする。

第四章 組合員

第十四條 本組合に加入する者は、其の氏名を組合員名簿に記載し、加入後六ヶ月以上本組合に在りて、かつ、本組合の規約を遵守し、かつ、本組合の業務に貢献するものとす。

第十五條 本組合員にして、脱退を志す者は、其の脱退の理由を本組合に提出し、かつ、本組合の規約を遵守し、かつ、本組合の業務に貢献するものとす。

第十六條 本組合の綱領規約に違反し、其の責任を有する者は、理事会の決議を経て、除名とする。

第十七條

第五章 附則

第十八條 本組合に關する性質の事項は、本規約に規定するものとす。

第十九條 本規約を施行するに必要と認めるときは、本組合の規約を改正し、かつ、本組合の業務に貢献するものとす。